

特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムの強化に向けた取組の推進について

平成 23 年 7 月 1 日  
政府における情報保全に  
関する検討委員会決定

- 1 関係 6 省庁（内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省、海上保安庁及び防衛省。以下同じ。）は、平成 23 年 7 月 1 日に情報保全システムに関する有識者会議が取りまとめた報告書「特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムに関し必要と考えられる措置について」の内容を十分に尊重するとともに、同報告書別添 3 に掲げられた施策の実施計画を同年 8 月末を目指して作成し、着実な実行に努めること。
- 2 関係 6 省庁は、上記 1 の実施計画を直近の当検討委員会に報告すること。また、内閣情報調査室は、定期的にその実施状況を取りまとめ、当検討委員会に報告すること。